

宮崎地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示

宮崎労働局一般公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第3条第1項の規定に基づき、宮崎地方最低賃金審議会委員を任命したいので、関係使用者団体は、下記「宮崎地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和7年5月30日

宮崎労働局長 吉越 正幸

記

宮崎地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働問題若しくは中小企業の経営問題を取り扱うことが主な目的であるか又は業務の主要な部分である使用者団体であって、宮崎労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

（1）推薦の方法

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書により、推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

（2）推薦締切年月日

令和7年6月20日（金）

（3）推薦書の提出先

宮崎労働局労働基準部賃金室

（〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1-22 宮崎合同庁舎2階）

（4）委員の任期等

本件公示は、委員の辞職（使用者を代表する委員1名）に伴う補欠委員の人選であり、補欠委員の任期は、前任者の残任期間となること。